記入日：　　　　年　　月　　日

**公園内のイベント等実施における事前チェックシート**

**（下石井公園・西川緑道公園（中流域）用）**

**１．基本情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 主催者 | 【団体名】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【代表者】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【住所】【連絡先】　電話　　　　　　　　　　email　　　　　　　　　【当日の責任者】　　　　　　　　　　　　【当日の緊急連絡先】　　　　　　　　　　　　**※当日必ず連絡がつく番号を記入してください。** |
| 使用施設 | 【公園名】　　　　　　　　　　　　 |
| 実施期間 | 【準備】　　　年　月　日　時　分　～　　月　日　時　分　【実施日】　　年　月　日　時　分　～　　月　日　時　分　【片付け】　　年　月　日　時　分　～　　月　日　時　分　 |
| イベント等の概要 | 【概要】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※企画書、写真、チラシ等企画内容が分かるものを添付してください。**【来場予定者数/日】　　　　　人（スタッフを除く） |
| 行為の区分 | □物品販売、宣伝、興行等　　　　　　□競技会、集会、展示会、博覧会等　　□業として映画等を撮影**※2.～10.は記入不要です。****11.誓約書は記入を要します。**□業として写真を撮影□募金等 |
| 使用範囲 | 【別紙会場図のとおり】**※使用する範囲を明示した会場図を添付してください。****会場図には、設備等の配置、車両等搬入出動線、警備員の配置箇所等を出来るだけ詳細に記入してください。** |
| 仮設物の設置 | ステージ設置　　　□有　　□無テント設置　　　　□有　　□無その他（　　　　）□有　　□無 |

**２．物品販売の有無**

|  |
| --- |
| 物品販売の有無（□有　　□無）　　「有」の場合　【以下のすべての事項を満たすこと】※**イベントの企画内容や店舗の出店予定数が分かるものを添付してください。**□　地域の賑わいの創出や公園利用者の利便性の向上に寄与する等のイベント（例えば、音楽イベント、マルシェ等）実施に付随した出店であること。□　団体等の宣伝又は会員の勧誘を主たる目的とするものでないこと。□　特定の会員等を対象とせず、広く市民に公開され一般市民に参加の機会が与えられているもので、かつ参加予定者数がある程度見込まれること。□　物品販売を行う場所の準備前、販売中、片付け後の状況を記録し、公園管理者が提出を求めた際には速やかに応じること。**※公園は公共空間として、その本来の利用目的は、市民の休息、鑑賞、遊戯、運動、レクリエーションの用に供し、住民の健康の増進及び教養の向上を図ることです。よって、単純に営利だけを目的とするような営業行為（例えば、露店・キッチンカーの単独出店等）は、公園内では認めていません。** |

**３．下石井公園・その他周辺地域・施設への周知**

|  |
| --- |
| 下石井公園周辺地域・施設への周知次の施設には、イベント実施内容が分かるチラシ等を渡して情報共有するとともに、イベント当日の責任者の連絡先を伝えておくこと。①西川アイプラザへの周知（□済　　□これから連絡）②きらぼしアートセンターへの周知（□済　　□これから連絡）③共生保育園への周知（□済　　□これから連絡）④アイパークス岡山※への周知（□済　　□これから連絡）**※**音楽イベント等の音出しを伴う場合のみその他周辺地域・施設への周知（□有　　□無）「有」の場合【周知地域・施設】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【周知方法】　□チラシ　　□ポスター　　□近隣住戸への案内文書　　□その他 |

**４．周辺交通への影響（行為に起因した交通渋滞等の懸念がある場合）**

|  |
| --- |
| 　□有　　【影響の概要】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【警察への相談】　□済　　□これから相談　□無 |

**５．食品及び酒類の取り扱い**

|  |
| --- |
| ①食品の取り扱い□有　　　【保健所への届出】　□必要　　□不要　　□無②酒類の取り扱い□有　　　【税務署への届出】　□必要　　□不要　　□無 |

**６．火気の使用**

|  |
| --- |
| 　□有　　　【火気の内容】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※原則、火気の使用は禁止です。調理行為等の使用に限られています。**　　　【消防署への届出】　□必要（□済　　□これから届出）　　□不要　□無 |

**７．騒音への対応**

|  |
| --- |
| 音響機材等の使用（□有　　□無）「有」の場合□　音楽イベント等の音出しは、周辺住民、周辺事業者への音量等の配慮をすること。□　音楽イベント等の音出し時間は、10:00～20:00とすること。【使用機材等の内容】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※設置個所等を会場図に記入してください。**【騒音への対応策】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※音量抑制等の対応策を記入してください。** |

**８．煙草への対応**

|  |
| --- |
| 公園内への喫煙所設置（□有　　□無）　下石井公園は「路上喫煙制限区域」内に位置しています。路上喫煙制限区域は、区域内の道路・公園等の公共の場所での路上喫煙が禁止される区域です。設備が整った分煙バスを使用するといった諸条件を満たす場合を除き、喫煙所は設置できません。 |

**９．会場清掃とごみ処理**

|  |
| --- |
| ①会場清掃の実施　　　　年　月　日　時　分　～　　月　日　時　分②ごみ箱の設置（□有　　□無）**※設置個所等を会場図に記入してください。**「有」の場合* イベントで出たごみや排水は、原則、当日内に持ち帰ること。公園内の排水溝へ排水しないこと。2日以上連続してイベントを実施し、翌日以降に回収する場合は、一般の人が容易に立ち入りできない場所で、かつ臭気が出ないよう密閉できる容器において保管すること。
 |

**１０．下石井公園の芝生広場の利用**

|  |
| --- |
| ①公園内への車両進入の有無（□有　　□無）　**※原則、車両の進入禁止です。イベント等に必要な資材の搬出入の際に限り可能とします。**　「有」の場合　進入エリア（□園路　　□芝生広場）【以下のすべての事項を満たすこと】□　誘導員を配置し、公園内は徐行すること。□　資材の搬出入が完了したら速やかに撤退し、公園内に長時間車両を駐車しないこと。□　「芝生広場」に進入する場合、芝生広場を通行しないと設営ができないやむを得ない場合に限り、樹脂パネル等で養生した上、４ｔ車以下の車両の通行を可能とする。なお、使用した樹脂パネル等は搬出入時以外、撤去すること。②芝生広場内にテント等を設置する場合□　ペグもしくは、土のう袋をテントにつるすなど芝生面に接しない方法で固定すること。□　地中にスプリンクラーや水道管が埋設してあるため、30cm以上のペグの使用や打ち込み場所には十分注意すること。③調理行為（その場でサーバーにより提供する行為も含む）を伴うテント等の設置有無（□有　　□無）「有」の場合【以下のすべての事項を満たすこと】□　芝生広場内での調理行為は禁止。調理行為を行う場合は、インターロッキングブロック上にテントを設置し、透水性舗装の園路部分は避けること。□　油や水が浸透しないシート材等を床面に敷くこと。④2日間以上利用する場合の夜間のスプリンクラー作動可否（□可　　□否）「否」の場合【以下のすべての事項を満たすこと】□　必ず管理者と事前に協議すること。□　別途、手撒きで水やりをすること。⑤その他□　重量物（ステージやテントのウエイト等）や発電機等の熱風が発生する機器は、芝生広場に設置せずに、園路部分を使用すること。□　2日間以上利用する場合、芝が蒸れるような荷物や敷物等を置きっぱなしにせずに、夜間等の利用していない時間帯は毎日片づけること。□　5日間以上利用する場合、長時間設置が想定されるテント等は芝生広場に設置せずに、園路部分を使用すること。□　芝生の維持・再生のため、立入制限区域の設置等、必要な措置を行っている場合があります。その場合、この区域を利用することはできません。 |

**１１．誓約書**

私は、（施設名称）　　　　　　　　　　公園の利用にあたり、各種法令に定めるもののほか、以下の事項を遵守することを誓約します。

* 協議内容に虚偽は一切ありません。
* 公序良俗に反することは一切行いません。
* あらかじめ許可を受けた内容以外の行為は行いません。
* 事業の実施中は、騒音等近隣の迷惑にならないよう配慮するとともに、いかなる時も公園利用者の安全を守るよう配慮します。もし事業の実施中に利用者に怪我等を負わせた場合は、一切の責任をとるとともに、速やかに関係機関に報告します。
* 事業の実施に関する苦情等があった場合には、迅速かつ丁寧に対応します。
* 公園を損傷し､汚損するなど公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為はしません。もし施設等を損傷、汚損、滅失した場合には、これを修理等で原状回復、または損傷を賠償します。
* 申請者及び申請内容参加者に“暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律”第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員等に該当する場合や、その他反社会的勢力に属する者はいません。

以上の事項を遵守できていないと市が判断した場合には、今後、利用を許可できないおそれがありますのでご注意ください。

年　　月　　日

氏名（代表者又は当日責任者）